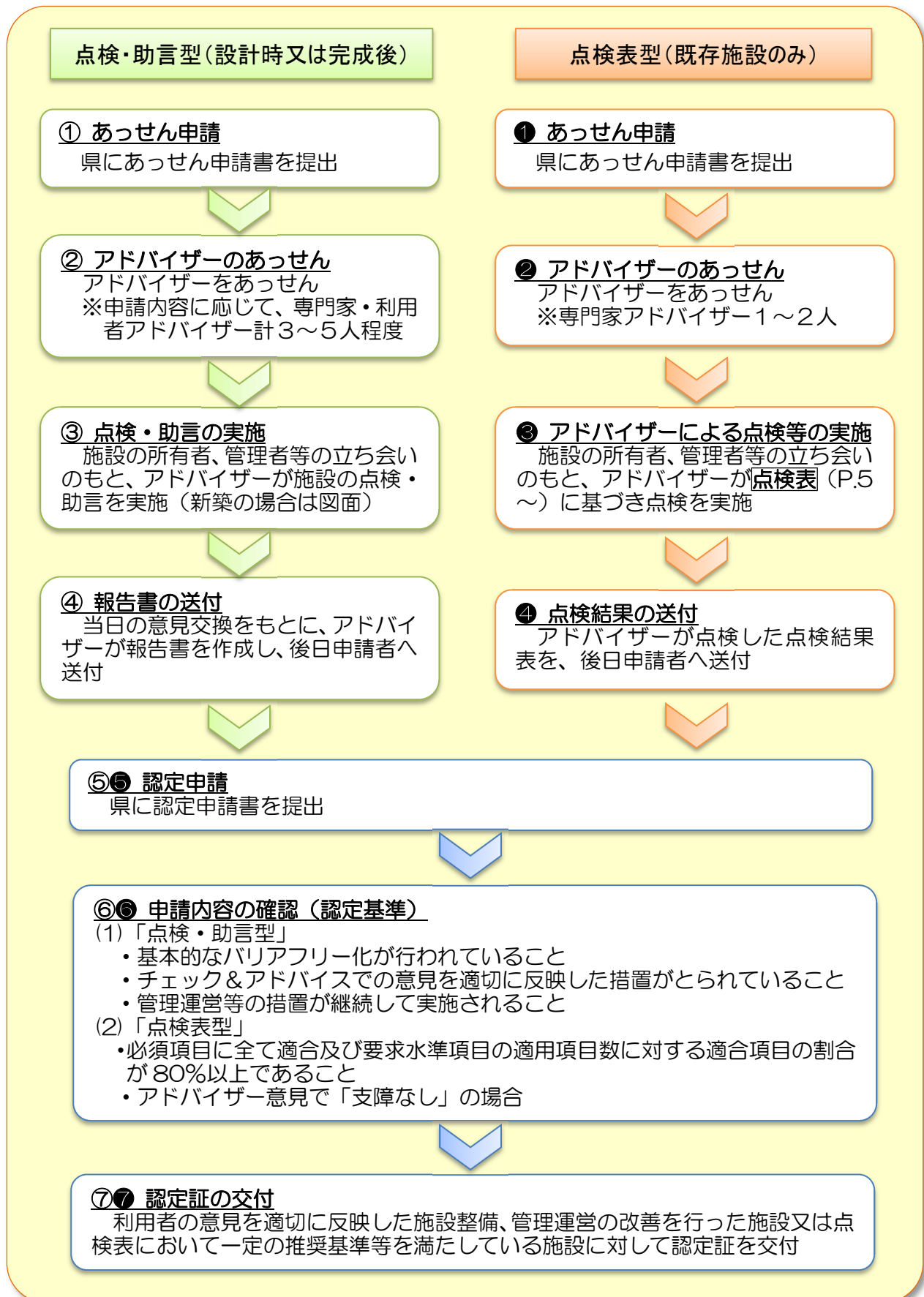


# ひょうご県民ユニバーサル施設の認定

利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は、兵庫県福祉のまちづくり条例第 33 条の4に基づく「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定を受けることができます。



## 対象施設

### 【点検・助言型】

区分	施設の用途	施設の規模
1	1.学校、2.病院又は診療所、3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場、4.集会場又は公会堂、5.保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署、6.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの、7.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、8.体育館、水泳場、ポーリング場、その他これらに類する運動施設、9.博物館、美術館又は図書館、10.銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、11.自動車教習所、12.公共の交通機関の施設（鉄道駅等、車両の停車場、船舶・飛行機の発着場等）、13.公衆便所、14.公共用歩廊	全ての規模
2	15.地下街等、16.展示場、17.百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、18.ホテル又は旅館、19.遊技場、20.公衆浴場、21.飲食店、22.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗、23.クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、24.学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積 100m <sup>2</sup> 以上の規模
3	25.路外駐車場等	駐車の用に供する部分の床面積 500m <sup>2</sup> 以上の規模
4	26.共同住宅、寄宿舎	床面積2,000㎡以上又は共同住宅 21 戸、寄宿舎 51 室以上の規模
5	27.工場、事務所	床面積3,000㎡以上の規模
6	28.道路、公園等	全ての規模

### 【点検表型】

区分	施設の用途	施設の規模
1	1.展示場、2.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、3.遊技場、4.公衆浴場、5.飲食店、6.理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗、7.クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 10,000㎡未満の規模(2以上の用途が存する建築物を含む)
2	8.病院又は診療所、9.劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会所又は公会堂、10.体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（一般の公共の用に供されるものに限る。）、11.博物館、美術館又は図書館、12.銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、13.地下街等	床面積の合計2,000㎡未満の規模(2以上の用途が存する建築物を含む)
3	14.ホテル又は旅館	客室の合計 50 室未満の規模

# 福祉のまちづくり条例・施行規則(抄)

## 【福祉のまちづくり条例(抄)】

### 第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

#### (利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営)

第 33 条の2 特定施設の所有者若しくは管理者又は特定施設の建築等しようとする者(以下この章において「特定施設の所有者等」という。)は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならない。

2 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならない。

#### (福祉のまちづくりアドバイザー)

第 33 条の3 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う。

3 知事は、規則で定めるところにより、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあっせんすることができる。

#### (県民参加型特定施設の認定)

第 33 条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

## 【福祉のまちづくり条例施行規則(抄)】

### (福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件)

第 17 条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第 33 条の3第1項の規定による登録を行うものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であって、知事が指定する研修を受講した者

(2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者

### (福祉のまちづくりアドバイザーのあっせん)

第 17 条の3 条例第 33 条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)のあっせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書(様式第 14 号)により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調査書

(3) 特定施設の整備を予定している場合にあっては、工事工程表

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあっせんするものとする。

### (県民参加型特定施設の認定)

第 17 条の4 条例第 33 条の4の規定による認定(以下この条から第 17 条の6までにおいて「認定」という。)は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者(以下「特定施設の所有者等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書(様式第 15 号)に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。

(1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書

3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容

(2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況

4 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。

5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。

### (報告の徴収等)

第 17 条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

### (認定の取消し)

第 17 条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。第 33 条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。